

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
日本道路株式会社(東京都港区芝浦1-2-3)[1000010717]
2. 資格登録停止措置の期間
令和7年9月5日 ~ 令和7年10月4日(1か月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、「北陸自動車道(特定更新等)敦賀管内舗装補修工事(2023年度)」(金沢支社発注)において、規制に流入した10tダンプトラックが、誘導員による誘導にて待機場所への後退後、別の誘導員に接触する事故を生じさせた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)